事　務　連　絡
令和６年３月 28 日

各都道府県地方分権担当課
各都道府県市町村担当課　御中

総務省情報流通行政局
郵政行政部郵便課

年賀寄付金配分事業の申請添付書類「都道府県知事の意見書」に関する運用の見直し等について［令和５年地方分権改革提案事項］（周知）

平素より郵政行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和５年地方分権改革における提案事項のうち「年賀寄付金配分事業申請に係る都道府県知事等の意見書の添付を不要とすること」については、令和５年 12 月 22 日の閣議決定において、その対応を「年賀寄付金配分事業の申請に係る都道府県知事の意見書（施行令２条２項）については、その作成に係る都道府県の事務負担を軽減するための方策について整理するなど、運用を見直し、都道府県に令和５年度中に通知する。その上で、令和６年度の改善状況を検証し、必要に応じて、更なる見直しに向けた検討を行い、令和７年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされました。

この閣議決定を受け、２０２５年度 日本郵便年賀寄付金配分事業から、下記のとおり、都道府県知事の意見書の作成に係る事務負担の軽減等を図る観点から都道府県知事の意見書に関する運用の見直しを行うこと等としましたので、お知らせいたします。

下記運用の見直しについては、別紙のとおり、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）ホームページで公表している「年賀寄付金のＱ＆Ａ」にも反映する予定です。

各都道府県市町村担当課におかれましては、本事務連絡について、貴都道府県内の市区町村にも周知いただきますようお願いいたします。

なお、２０２５年度 日本郵便年賀寄付金配分事業における運用の見直しによる改善状況を検証し、必要な対応を行うこととしていること、申し添えます。

記

１．都道府県知事の意見書に関する運用の見直し等の内容

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和３３年政令第２７９号）第２条第２項の都道府県知事の意見書（以下「意見書」という。）については、その作成に係る事務負担の軽減等を図る観点からの運用の見直し等を行います。

（１）意見書の作成部署

意見書は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和２４年法律第２２４号。以下「法律」という。）第５条第１項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等（年賀特別郵便に係るものに限る。）の寄附目的に係る事業（以下「年賀寄付金配分事業」という。）の申請団体（以下「申請団体」という。）が申請する事業（以下「申請事業」という。）が同条第２項各号に掲げる事業に該当するかや、申請事業が先駆性・社会性・実現性・緊急性等の点から優先されるべきものかを日本郵便及び総務省が適正かつ容易に審査することを目的としており、その作成は、都道府県（申請事業の権限が市区町村に委譲されている場合は市区町村。以下同じ）の申請事業を所管する部署に行っていただくこととしています。

しかしながら、令和５年地方分権改革提案事項の中で、都道府県と申請団体が日頃関わりがないため都道府県の申請事業を所管する部署が不明で、都道府県が当該部署を特定するための調整に時間がかかり、その結果、申請団体が申請を断念する事例があるとの趣旨の指摘がありました。

そのため、意見書の作成に係る事務負担の軽減、年賀寄付金配分事業の円滑な実施の確保等の観点から、都道府県の申請事業を所管する部署が不明である場合は、都道府県の判断により申請団体の認可等を行った部署が意見書を作成することで問題ないものとするよう運用を見直すこととしました。

なお、申請事業を所管する部署が不明であることについては、都道府県の判断によるものではありますが、申請事業を所管する部署が確実に存在しないことをつぶさに確認することなく、例えば、

- 申請団体の認可等を行った部署が都道府県内の各部署に対し、申請事業を所管しているか確認し、どの部署からも所管しているとの回答がない場合や、
- 申請団体の認可等を行った部署が申請団体に対し、申請事業に関して都道府県内の部署から業務委託を受けるなど所管部署の施策と関連する事業であるか確認し、特に関連する事業ではないとの回答があった場合

は、申請事業を所管する部署が不明であると整理することが考えられます。

（２）意見書の記載事項

意見書作成の目的は上記（１）に記載のとおりであり、意見書においては、申請団体の事業内容及び申請事業が法律第５条第２項各号に掲げる事項に該当すること、申請事業が先駆性・社会性・実現性・緊急性等の点から優先されるべきものであることの他、申請団体がこれまで事業に関連して法令違反等を行ったことがないか、申請団体が所管都道府県と連携して取組を行った実績があるかなど、都道府県が把握し申請事業の審査に有用な事項を記載いただくこととしています。

しかしながら、令和５年地方分権改革提案事項の中で、都道府県と申請団体が日頃関わりがなく、都道府県が、申請団体の認可等を行ったことの他、申請事業の審査に有用な事項を把握していない場合には、申請団体の事業内容及び申請事業が法律第５条第２項各号に掲げる事項に該当するかは、都道府県に提出されている申請団体の定款等で判断する他なく、当該申請団体の定款等を内閣府ホームページで公表している場合は、都道府県で当該判断を行い意見書を作成する理由はないとの趣旨の意見がありました。

そのため、意見書の作成に係る事務負担の軽減の観点から、当該場合には、日本郵便

が当該判断を行うこととし、

・　当該団体に関して、認可等を行ったことの他審査に有用な事項は把握していない旨、及び

・　内閣府ホームページに公表されている定款等が都道府県に提出されている定款等と同一である旨

を意見書に記載いただくことで問題ないものとするよう運用を見直すこととしました。

（３）その他

申請事業の審査・選定は、これまでも意見書の内容を加味して行ってきましたが、この点が対外的に明確となっていなかったため、日本郵便が申請団体の公募時に公表する申請の要領や、日本郵便ホームページで公表している「年賀寄付金のＱ＆Ａ」においてこの点を明確にすることとしました。

２．参考資料

別紙　「年賀寄付金のＱ＆Ａ」の新旧対照

（その他参考情報）

〇日本郵便のホームページ「年賀寄付金のＱ＆Ａ」

https://www.post.japanpost.jp/kifu/faq/faq.html

総務省 情報流通行政局 郵政行政部 郵便課
担　当：広瀬課長補佐、内山係長
電　話：03-5253-5993

別紙

年賀寄付金のＱ＆Ａ（日本郵便ホームページ掲載）

Ｑ	Ａ（新）	Ａ（旧）
審査はどのように行われますか？	審査においては、 　先駆性（先駆性が高く発展性のある事業） 　社会性（社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業） 　実現性（事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業） 　緊急性（緊急性の高い事業） の「4 項目」に着目します。これは限られた寄付金を最も有効に活用するためには先駆的で社会的に影響の大きい事業を早期に実施いただき、成果を実現し、社会に広めることを目指しているための着目点です。 また、次の 3 条件についても配慮します。 助成申請金額が小さい団体の優先順位が上がります。理由はできるだけ多くの申請を採択としたいからです。 助成金依存率の小さい（自己負担金額比率の高い）団体の優先順位が上がります。理由は購入等に際し、積み立てや減価償却を行うなどの自助努力をしていただきたいからです。そのような余裕が無いから助成申請をするのだと言われるかもしれません。それでも厳しい状況の中で自己負担金を頑張って用意いただいている申請団体も多いのです。 申請団体における次期繰越収支剰余金の小さい団体を優先します。財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体を優先するという考えによります。一方、見かけ上繰越金があっても使途が決まっていて資金余裕の無い団体もあります。そのような団体は申請入力フォームの 3 ページ目に繰越金の予定使途を記載するようになっていますので必ず記載ください。繰越剰余金のある団体に	審査においては、 　先駆性（先駆性が高く発展性のある事業） 　社会性（社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業） 　実現性（事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業） 　緊急性（緊急性の高い事業） の「4 項目」に着目します。これは限られた寄付金を最も有効に活用するためには先駆的で社会的に影響の大きい事業を早期に実施いただき、成果を実現し、社会に広めることを目指しているための着目点です。 また、次の 3 条件についても配慮します。 助成申請金額が小さい団体の優先順位が上がります。理由はできるだけ多くの申請を採択としたいからです。 助成金依存率の小さい（自己負担金額比率の高い）団体の優先順位が上がります。理由は購入等に際し、積み立てや減価償却を行うなどの自助努力をしていただきたいからです。そのような余裕が無いから助成申請をするのだと言われるかもしれません。それでも厳しい状況の中で自己負担金を頑張って用意いただいている申請団体も多いのです。 申請団体における次期繰越収支剰余金の小さい団体を優先します。財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体を優先するという考えによります。一方、見かけ上繰越金があっても使途が決まっていて資金余裕の無い団体もあります。そのような団体は申請入力フォームの 3 ページ目に繰越金の予定使途を記載するようになっていますので必ず記載ください。繰越剰余金のある団体に

	ついて、予定使途の記載は必須です。 繰越剰余金のある団体について、予定使途の記載は必須です。 加えて、所管する大臣または都道府県知事の意見書の内容も加味します。 採択の決定は、上記により順位付けを行い、上位から順に採択決定していきます。	ついて、予定使途の記載は必須です。 繰越剰余金のある団体について、予定使途の記載は必須です。 採択の決定は、上記により順位付けを行い、上位から順に採択決定していきます。
意見書はなぜ申請の際に添付する必要があるのですか？	年賀寄付金配分申請には、法律に定める 10 の事業のうち、その申請の事業種別を所管する大臣または都道府県知事の意見書を添付することが政令により定められています。 意見書は、申請団体の事業内容および申請事業が法律に定める 10 の事業のいずれかに該当するか、申請事業が先駆性・社会性・実現性・緊急性等の点から優先されるべきものかを日本郵便および総務省が適正かつ容易に審査するため添付をお願いしています。	年賀寄付金配分申請には寄付金の寄付目的に係る 10 の事業のうち、申請の事業種別を所管する大臣または都道府県知事の意見書を添付することが政令により定められています。
意見書の内容・書式はどのようにすれば良いですか？	意見書の内容・様式については政令では指定されておりません。 どのような様式・内容の意見書でも結構ですが、法律・政令の趣旨（法律に基づく配分申請であり、その申請事業について公的意見を添付するもの）から、次の事項に係る意見が述べられていることが期待されます。 申請団体の事業内容（定款・寄付行為等に定める団体の事業）が法律に定める 10 の事業のいずれかに該当する旨の意見。 申請事業が法律に定める 10 の事業のいずれかに該当する旨の意見。 このほか、申請事業内容につき意見書作成者から見た必要性や課題についての意見、団体の事業実施に関する経験や信頼度等についての意見等や、申請団体がこれまで事業に関連して法令違反等を行っていないか、申請団体が所管都道府県等と連携して取組を行った実績があるか等は、審査に当たって有益な情報であり、把	意見書の内容・様式については政令では指定されておりません。 どのような様式・内容の意見書でも結構ですが、法律・政令の趣旨（法律に基づく配分申請であり、その申請事業について公的意見を添付するもの）から、次の事項に係る意見が述べられていることが期待されます。 申請団体の事業内容（定款・寄付行為等に定める団体の事業）が法律に定める 10 の事業のいずれかに該当する旨の意見。 申請事業が法律に定める 10 の事業のいずれかに該当する旨の意見。 さらなる意見：これは必須ではありませんが、申請事業内容につき意見書作成者から見た必要性や課題についての意見、団体の事業実施に関する経験や信頼度等についての意見等の記載をいただくことは歓迎いたします。 意見書は申請団体の事業内容および申請事業種別がともに法律に

	握している事項があれば意見書に記載をお願いいたします。 例えば、NPO 法人について設立の認証を行ったことのほか、申請団体・事業に関して何ら把握している事項がなく、内閣府の Web サイトで公表している定款等が都道府県に届け出られたものである場合は、その旨の意見書で良いこととされています。	定める 10 の事業のいずれかに相当することに関する意見をするものです。
大臣または都道府県知事の意見書はどのように入手すれば良いですか？	申請事業内容によって意見書の発行元が異なりますので、申請する事業を所管する部署等に直接ご相談ください。 まずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよろしいかと思います。	申請事業内容によって意見書の発行元が異なりますので、申請する事業を所管する部署等（申請する団体を所管する部署ではありません。）に直接ご相談ください。 まずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよろしいかと思います。
申請事業の権限が都道府県から市区町村に委譲されている場合、市区町村長からの意見書を取得すればよいですか？	市区町村等であって、申請する事業の所管が都道府県から権限移譲等されている場合は、委譲先の長（市区町村長等）で問題ありません。	市区町村等であって、申請する事業の所管（申請する団体の所管ではありません。）が都道府県から権限移譲等されている場合は、委譲先の長（市区町村長等）で問題ありません。
教育委員会等都道府県とは別組織になっていて知事の意見書が出ない部門（教育委員会や警察等）や、権限委譲で都道府県から市区町村に権限の委譲されている事業については、そのような部門や委託先の長の意見書でも申請可能ですか？	申請する事業の所管部門が都道府県ではなく、教育委員会等の場合、その組織の長（都道府県、市区町村の教育委員長）の意見書での申請が認められています。 警察の所管する事業（例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止等）に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内閣総理大臣が、各都道府県警察は都道府県知事が所轄しているので、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員会の長からの意見書で良いこととされています。	申請する事業の所管部門が都道府県ではなく、教育委員会等の場合、その組織の長（都道府県、市区町村の教育委員長）の意見書での申請が認められています。 警察の所管する事業（例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止等）に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内閣総理大臣が、各都道府県警察は都道府県知事が所轄しているので、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員会の長からの意見書で良いとされています。

都道府県知事認証のNPO法人です。都道府県のNPO認証部門へ意見書交付をお願いしたのですが、応じてもらえません。どうすれば良いでしょうか？	意見書は原則として認証を行った部署ではなく、申請する事業を所管する部署（都道府県等の所管部署）に作成いただくことになっています。 ただし、申請する事業を所管する部署が不明な場合は、設立の認証を行った部署で作成して良いこととされています。 なお、申請する事業を所管する部署が不明な場合とは、都道府県の判断にはなりますが、申請する事業を所管する部署が確実に存在しないことをつぶさに確認等するのではなく、例えば、申請する事業について、申請団体の認証を行った部署が庁内の各部署に照会し、確認の結果、どの部署からも所管しているとの回答がない場合、申請団体に対し、申請する事業に関して庁内の部署から業務委託を受けるなど都道府県の特定部署の政策と関連する事業であるかどうか確認し、特に関連する事業はないと回答があった場合などを含めても構いません。	意見書は認証を行った部門ではなく、申請する事業を所管する部署（都道府県等の所管部門）に作成いただくことになっています。 よって、都道府県知事認証NPO法人であるということだけで認証を行った部門に意見書作成を依頼するのではなく、申請する事業の内容が認証を行った部門が所管する事業である場合のみ、認証を行った部門へ意見書の作成を依頼することができます。
大臣または都道府県知事の意見書は交付されるまでに時間がかかりますか？	意見書入手には２週間程度かかる場合がありますので、申請を予定している場合は早めに都道府県等にご相談いただき、意見書の交付手順と交付に必要な時間等を確認しておいてください。	意見書入手には２週間程度かかる場合がありますので、申請を予定している場合は早めに都道府県等の所管部門にご相談いただき、意見書の交付手順と交付に必要な時間等を確認しておいてください。
意見書の入手に苦労しています。事務局に相談できますか？	意見書入手には時間がかかることが予想されます。早期に申請内容を決定し、都道府県等へコンタクトすることをお勧めいたします。 初めて意見書を入手する場合には色々と苦労があるかもしれません。申請する事業を所管する部署が不明な場合は、社会福祉法人、更生保護法人、公益社団法人、公益財団法人は法人所管の部門があるかと思いますので、まずはそちらに相談してみてください。 NPO 法人の場合、都道府県によっては市民活動支援部門等の Web	入手できない等の状況がある場合には、年賀寄付金事務局までご相談ください。 なお、意見書入手には時間がかかることが予想されます。早期に申請内容を決定し、所管部門へコンタクトすることをお勧めいたします。 初めて意見書を入手する場合には色々と苦労があるかもしれません。社会福祉法人、更生保護法人、公益社団法人、公益財団法人は法人所管の部門があるかと思いますので、まずはそちらに相談してみてください。

	サイトにおいて意見書の扱いを掲載している場合もありますので、ご確認ください。 それでも意見書の入手先が不明な場合には、都道府県の市民活動支援部門のほか、地域のNPO中間支援団体、社会福祉協議会、過去に年賀寄付金助成を受けた団体等に相談してみてください。 これらの相談・確認によっても解決しない場合には早めに年賀寄付金事務局へ相談ください。	NPO 法人の場合、都道府県によっては市民活動支援部門等の Web サイトにおいて意見書の扱いを掲載している場合もありますので、ご確認ください。 なお、ご不明な場合には、都道府県の市民活動支援部門、地域の NPO 中間支援団体、社会福祉協議会、過去に年賀寄付金助成を受けた団体等に相談してみてください。それでもご不明な点がある場合には早めに年賀寄付金事務局へ相談ください。
意見書作成例はありますか？	意見書の様式は政令等に定められてはおりませんので、適宜様式で結構です。参考として、意見書の作成例を次のURLに掲載しています。 https://www.post.japanpost.jp/kifu/nenga/applications.html	意見書の様式は政令等に定められてはおりませんので、適宜様式で結構です。参考として、作成依頼書の例を次のURLに掲載しています。 https://www.post.japanpost.jp/kifu/nenga/applications.html